

小中学校エアコン設置工事請負契約、 「暴力団排除条例」、「公共調達条例」などを可決

第1回臨時会を4月27日に開催し、市立小中学校へのエアコン設置工事の契約議案など7議案を議決しました。(8頁参照)

また第2回定例会は、6月1日から6月25日までの25日間の会期で開催し、「暴力団排除条例」など議案21件、意見書1件、決議1件、陳情9件を議決しました。(5、7、8頁参照)

一般質問では、市政運営に関して21名の議員が5日間にわたり、市長等と活発な議論を行いました。(2～7頁参照)

窪東公園 (東戸倉2-19)

小中学校エアコン設置工事の 契約議案を可決

4月27日開催の臨時会において、市立小・中学校普通教室等にエアコンを設置する工事請負契約議案を審議しました。

その契約内容は、9月21日まで(9月1日から仮使用開始)の工期で、4億7,616万円で契約する、というものです。

付託された委員会での主な質疑としては、委員より、工事期間の児童・生徒の安全対策を問われ、担当からは、子ども達の安全確保を第一に考え、また各学校からの要望も踏まえ、施工業者と十分協議して施工する、との答弁が、また委員より、今回の契約が指名競争入札となった理由を問われ、担当より、契約にあたっては、商業振興策として市内業者の選定が基本であるが、各校共に2学期からエアコンの供用を開始するには大幅な工期短縮が求められ、一括発注による指名競争入札を行わざるを得なかった、との答弁がありました。

意見として、設備の故障等緊急時には子ども達の体調管理や学習環境を配慮し速やかな対応を求める発言やエアコンの設置により、子ども達や学校内の節電意識が薄れぬよう対応を求める発言があり、また複数の委員から、今回は工期短縮などにより、市内業者の選定はかなわなかったが、今後は市内事業者を優先した選定を望む、との要望がありました。

委員会では以上の審査の後、全員賛成で可決し、また本会議でも全員賛成で可決しました。

議員期末手当額を10%削減

第1回臨時会では、議員報酬の削減を図るため、「議員提出議案第1号 国分寺市議会議員

の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」と「議員提出議案第2号 国分寺市議会議員に支給される議員報酬の特例に関する条例について」の2つの議員提出議案が提出され、本会議で審議しました。

第1号は、社会情勢の変化と他市の議員報酬の支給状況を勘案し、議員の期末手当の支給月数を現行の5カ月から4.15カ月に引下げるとともに、他市で適用している支給月数への加算措置(20%)を適用させ、期末手当の支給額を減額する、というものです。(5カ月分支給→4.15カ月×1.2=4.98カ月分支給)

また第2号は、市の財政状況を勘案し、議員の期末手当支給額を今年度10%減額する、というものです。

提案議員と議員の間で質疑が行われ、また討論として、加算措置を含む減額の手法に問題があり反対する、との発言がありました。

以上の審議の後、第1号は賛成多数で可決し、第2号は全員賛成で可決しました。

この2つの議案の可決により、今年度議員に支給される報酬額は総額で592万5千円減額されることになります。

公共調達条例を全員賛成で可決

第2回定例会では、「議案第82号 国分寺市公共調達条例について」を審議しました。

本案は、市の調達の基本的なあり方を明確にし、市と事業者の社会的責任の自覚をもって市政及び地域社会の発展に寄与することを目的として、昨年12月に提案され、議会からの指摘等を踏まえ修正し、今定例会に改めて提案されたものです。

委員会では、担当より各条文や条例制定の効果などの説明を受け、条例の逐条審査が行われ

ました。

主な質疑としては、委員より、条例施行後の事務量増大により、超過勤務の増加が懸念されるが、その対応を問われ、市長より、平成24年度の超過勤務手当を前年度比15%削減する、との表明がありました。また意見として、「総合評価方式」の導入効果は理解するが、条例施行後に契約額の増加が想定され、適用範囲の拡大は慎重かつ現実的な対応を行うべきである、との発言がありました。

委員会では以上の審査の後、全員賛成で可決しました。

また本会議では、討論として、市の一定条件以上の契約に対し導入される「総合評価方式」は、低価格競争の歯止め、労働者賃金の保障、労働者の暮らしと中小事業者の経営を守ることにつながるものと評価し賛成する、との発言や、契約自由の原則の下での調達の基本的あり方を明確にし、市政や地域社会の発展に寄与する条例の理念には賛同する。しかし委員会審査を通じ、事務コストの増加、契約額の増額等の課題が明らかとなった。これら想定される課題の解決と現実的な運用を図ること、また適正な調達手続により市民サービスの向上に寄与するものとなることを求めて賛成する、との発言がありました。また委員より、本条例は決して労働者の適正な労働条件確保に特化するものではなく、地域社会・地域経済向上への寄与に加え、福祉・環境・男女平等政策や協働事業の推進をも図れるものと言える。その一方で事業費や事務コストが増加することが明らかとなったが、条例制定後も公共調達委員会、議会、利用者、関係者、市民の声を聞き、状況に応じて改善することを求める。また、「調達」をより良い地域社会を実現する手段として捉え、現状の機構、仕組み、次ページに続く」